

生駒市教育委員会規則第4号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 所属職員の出張命令に関する事（第7条第7号に係るものを除く。）。

第12条中「第8条」の次に「及び第11条の2」を加え、同条中第9号を第16号とし、第5号から第8号までを7号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の6号を加える。

(6) 公簿及び図書の開覧に関する事。

(7) 軽易な広報活動に関する事。

(8) 主管事務について当事者の呼び出しに関する事。

(9) 各種台帳の調整及び整備に関する事。

(10) 主管事務に関する統計及び資料等の収集に関する事。

(11) 主管団体の指導に関する事。

第12条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関する事。

第13条を次のように改める。

(課長補佐及び指導主事の専決事項)

第13条 第8条及び第11条の2の規定にかかわらず、次の事項については、課長補佐及び指導主事が専決することができる。

- (1) 所属職員の出張命令に関すること（第7条第7号に係るものを除く。）。
- (2) 10万円未満の歳入の調定に関すること。
- (3) 1件5万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。